

25 北企画第3号
平成25年4月30日

端野まちづくり協議会
会長 北川正美様

北見市長 櫻田真人

北見市総合計画審議会委員の推薦について（ご依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げますとともに、平素より市政の運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年3月5日、合併により新しい北見市が誕生し、新市の目指す将来像とその実現に向けた施策を示す北見市総合計画が平成21年度からスタートして5年目を迎え、今年度、中間年となります。

北見市総合計画は基本構想と基本計画で構成しており、平成26年度からの5年計画であります後期基本計画を今年度策定するにあたり、諮問事項について審議いただく機関として、この度、北見市総合計画審議会を設置いたします。

審議会は学識経験者のほか、各種団体から推薦を受けた方、まちづくり協議会から推薦を受けた方及び一般公募の方を合わせ、20名程度で構成を予定しています。

つきましては、貴会に委員のご推薦をいただきたく、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 委嘱予定期間 委嘱日から総合計画策定に関する答申終了まで。（7ヶ月程度）
2. 会議開催頻度 年内6回程度（月1回程度）を予定しております。
（平日開催予定し、会議は公開で行います。）
3. 報酬 会議開催1回につき 3,200円
（3時間を超えた場合は 6,400円）
4. 添付書類 北見市総合計画審議会条例
5. 推薦方法 同封の「委員推薦書」及び「就任承諾書」を5月15日（水）までにご返送くださいますようお願いいたします。
6. その他 委員推薦書等に記載されました個人情報、総合計画審議会事務以外の目的には使用いたしません。

事務局

北見市企画財政部企画課（総合計画担当）

担当：清水、伊藤、能登

TEL：25-1103 FAX：24-1101

e-mail:kikaku@city.kitami.lg.jp

住所：〒090-8501 北見市北2条東1丁目11

北見市総合計画審議会条例

(平成 18 年 7 月 4 日条例第 261 号)

改正 平成 23 年 9 月 29 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 本市の総合計画について調査審議するために、北見市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、北見市まちづくり基本条例(平成 22 年条例第 108 号)第 15 条に規定する総合計画の策定に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 40 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内関係団体から推薦を受けた者
- (3) まちづくり協議会から推薦を受けた者
- (4) 市民からの一般公募による者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する市長の諮問事項に係る答申が終了したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議事項について必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 総合計画に関する諮問事項を専門的に審議するため、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名による。

3 専門部会に部会長を置き、部会委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。

5 専門部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 29 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

北見市総合計画 後期基本計画の策定について

1. 計画策定にあたって

本市では、1市3町の合併後の平成21年度に北見市総合計画をスタートし、基本構想に掲げる将来像「ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市 ー安心な活力都市 北見ー」の実現に向け、前期基本計画に基づき、積極的な各種施策・事業を展開してきました。

前期基本計画が、平成25年度末で終了することから、基本構想に掲げる北見市の将来像や6つの基本目標「①自然と共生する安全・安心のまちづくり」、「②豊かな心と文化を育てるまちづくり」、「③支えあい、一人ひとりを大切にするまちづくり」、「④活力を生み出す産業振興のまちづくり」、「⑤住む喜びを実感できる生活優先のまちづくり」、「⑥市民とつくる信頼と協働のまちづくり」を引継ぎ、また、前期基本計画の達成状況を踏まえ、平成26年度を初年度とし、平成30年度を目標年度とする後期基本計画を策定するものです。

2. 北見市総合計画の構成と期間

(1) 基本構想

基本構想は、本市の将来像とその実現のための基本目標（施策の大綱）や自治区別整備方針を明らかにするもので、基本計画及び実施計画の根幹となり、その期間は平成21年度から平成30年度までの10年間とされています。

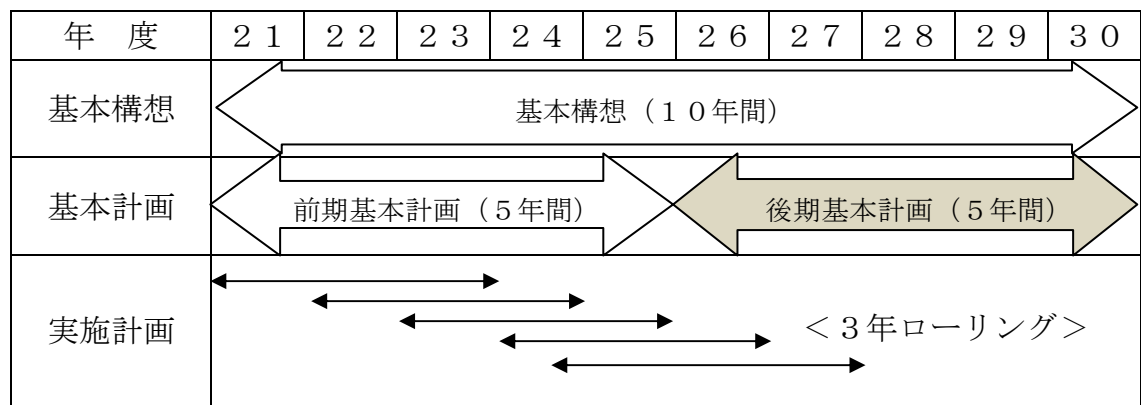
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するため基本目標毎の分野別施策や主要な施策などを示すとともにその達成度を測るための指標等を示しています。また、社会情勢に柔軟に対応していくため、前期、後期それぞれ5年に分かれています。

なお、今回はこのうち後期基本計画を策定するものです。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示された基本的な施策を具現化するため、毎年度の予算編成方針及び事業実施の指針となる事業計画を示すものであり、3年間の計画期間としながら、毎年度の見直しを行います。



3. 基本構想について

平成23年8月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、市町村における基本構想の策定義務は廃止されたものの、現行の基本構想については市議会の議決を経たうえで平成21年度から平成30年度までの10年間の市政運営の方針として位置づけられたものであることから、今回の後期基本計画策定における見直しは行わないこととします。

4. 計画の名称について

「北見市総合計画 後期基本計画」とします。

5. 計画の期間について

平成26年度から平成30年度までの5ヵ年とします。

6. 計画策定にあたっての考え方

- (1) 前期基本計画における課題等を踏まえながら、新たな行政需要に対応するため、施策の重点化を図った計画とします。
- (2) 厳しい財政状況を考慮した実効性のある計画や社会経済状況の変化を的確に捉えた計画とします。
- (3) 成果目標を数値等により明確に位置づけ、市民への説明責任を果たす計画とします。
- (4) 市民意識調査結果、およびパブリックコメント等の実施により得る市民意見を出来る限り反映し、市民に身近な計画とします。
- (5) 各自治区の特色を生かし、自治区ごとの施策展開を図った計画とします。

7. 策定体制

(1) 総合計画審議会

総合計画審議会は「北見市総合計画審議会条例」に基づいて設置され、市長が諮問する後期基本計画案について、審議・答申を行います。

なお、委員構成は、学識経験者、各種団体の代表者、まちづくり協議会委員及び公募委員などの20名程度で構成します。

(2) 総合計画企画委員会（庁内検討組織）

総合計画策定委員会は、後期基本計画策定に関し、調査研究及び事務の円滑な推進を図るとともに後期基本計画策定に向けた資料等を作成します。

(3) 市民参画

市民との協働によるまちづくりをより実効あるものにしていくとともに、広く市民の意見や提案を反映させるため、様々な手法により意見聴取を行い、市民参画に努めます。

- ・ 市民意識調査（アンケート調査）
- ・ パブリックコメント
- ・ 総合計画審議会に市民から委員を公募 など

8. 計画策定の主なスケジュール（予定）

- 4月 議会への報告
- 5月 庁内企画委員会の設置（前期計画の進捗・達成状況等）（随時開催）
市民意識調査（市民アンケート5,000人）
審議会設置（委嘱、諮問、審議開始）
- 6月 アンケート調査分析
- 8月 審議会開催（アンケート結果、前期計画検証 等）
- 9月 計画素案作成
- 10月 審議会開催（計画素案 等）
- 11月 審議会開催（答申）
- 12月 議会への報告（後期基本計画案について）
パブリックコメント実施
- 2月 議会への報告（後期基本計画について）
後期基本計画 決定
- 3月 印刷製本、配布

北見市総合計画 後期基本計画策定組織体制図

